

「災害福祉支援チーム員」登録に関する法人向け説明会（11/12開催）における質疑事項

No.	参加法人からの質疑・意見	県からの回答
1	チーム員の要件として、「有資格者であり、かつ3年以上の実務経験がある」旨が定められているが、有資格者であることは絶対条件なのか。	「チーム設置運営要領」の別表において、資格を列挙するほかに「知事が認めた者」と定めており、その他の要件を満たしていれば、有資格者で無くとも登録は可能である。
2	チーム員の要件として、3年以上の実務経験とあるが、僅かに3年に満たない場合(2年半程度)はどうか。	「チーム設置運営要領」において、「原則3年以上」と定めており、必ずしも3年を満たなくとも、登録は可能である。法人からの推薦に基づき、運用上の取扱いを個別に判断させていただきたい。
3	これまでの災害で実際に派遣された専門職から、ポジティブな意見、ネガティブな意見があればそれぞれ伺いたい。	<p>【ポジティブな意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護、障害、児童など様々な専門職が集まってチームを編成することから、多職種の理解に繋がった。 ・県の代表として、様々な専門職(医療・保健)の中で、福祉の専門性を活かすことができた。 <p>【ネガティブな意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DWATの活動について、全国的な仕組みとなっていないことなどが要因となり、市町や関係者などに幅広く理解されているとは言いがたく、活動のしにくさを感じた。(よって、チーム員にはDWATの活動をきちんと説明できる力が求められる)
4	登録研修について、年度末は何かと立て込んでいることから、次年度は早期実施をお願いしたい。 併せて、保育士のキャリアパス研修の日程なども勘案の上、日程設定を行ってほしい。	御意見承りました。
5	登録する職員について、どのような資質が必要なのか、補足事項などがあれば伺いたい。(例: サバイバル能力など)	例えばサバイバル能力について、過去の派遣実績を見ると、衣食住が確保されない過酷な環境下で活動を行ったという事例はなく、被災地から少し離れたところを拠点としていることが多い。災害の状況に応じて、DWATも避難所での滞在を余儀なくされるということが無いとは言えないが、宿泊先も調整をした上で派遣を決定することから、その可能性は低いと考える。 むしろ、DWATの活動を様々な関係者に自分自身で説明できる力や関係者間との調整を図る力が求められると考える。
6	DWATと災害ボランティアセンターとの連携としてどのようなものがあるのか。	「福祉の相談」となると、非常に幅広いニーズが寄せられることとなり、中には、一般のボランティアに対応いただく必要があるニーズも一定数存在することが考えられる。 そのため、DWATが避難所の福祉ニーズを把握し、災害ボランティアセンターに伝える(つなぐ)役割を担い、災害ボランティアセンターがそのニーズに応えるという連携が行われるものと考えられる。
7	県内の災害・県外の災害それぞれ派遣の流れなどは変わらないのか。	県内で発災した場合、局所なのか、県内全域での被害なのかで、対応は異なると考えられるが、県内・県外に関わらず派遣の流れは基本的に同様である。
8	DWATが派遣される際の衣食住についてどのように確保するのか	県社協が中心となって確保に努める。なお、過去にDWATが派遣された際には、被災地から離れたホテルや、被害のなかった社会福祉施設を宿泊先としたと聞いている。
9	DWATの装備品としてどのようなものが想定されるのか。	他県の実績を勘案すると、「活動用ビブス」、「連絡通信機器」などが想定される。

「災害福祉支援チーム員」登録に関する法人向け説明会（11/12開催）における質疑事項

No.	参加法人からの質疑・意見	県からの回答
10	<p>DWATのメンバー間のチームワークも重要と考えるが、一つの法人から1チーム分の職員を派遣するということはあるのか。 また、複数法人で一つのチームとなると、チームワークに不安があるがどうか。</p>	<p>DMATなどは、一つの病院でチームを組成しているが、DWATについては、施設の人材不足などの課題もあり、一つの法人で1チームというのは現実的に困難と考えている。 チーム員には、実際に派遣される際に誰とチームを組むかが分からないという点を理解していただき、その上で、円滑に連携できる能力が求められることから、登録研修の受講を必須要件としているところである。</p>
11	<p>チームリーダーについて、誰がどのように決めるのか。</p>	<p>県と県社協において、チーム員の実務経験や年齢などを考慮して定めることとした。</p>
12	<p>「栃木県災害福祉広域支援協議会」の構成団体の会員となっていない法人は協力法人になることはできないのか。（経営協の会員となっていない社福法人など）</p>	<p>構成団体の会員であることは、協力を当たっての要件ではないため、構成団体の非会員であっても協力法人になることは可能である。</p>
13	<p>保育園について公立のものがいくつかあるが、公立保育園に勤務する者は対象外となるのか。</p>	<p>公立保育園に勤務する者を対象外とはしていないが、現状市町に対する協力要請は行っていない。今後制度を運用していく上で、あり方を検討して参りたい。 また、自治体によっては、災害派遣協定等を締結している自治体へ職員を派遣するなどの活動も既に行っており、そうした枠組みの中で福祉の専門職を派遣することもあり得ると考えている。</p>
14	<p>チーム員登録後、職員が退職した場合などの取扱いはどうか。</p>	<p>「チーム設置運営要領」に第2条(3)において、変更が生じた場合には、法人からその旨報告いただくこととしている。 しかし、当該報告に漏れがあることも想定されるため、年1回程度、登録いただいたメールアドレスにテストメールを送信するなど、事務局においても現状把握に努めたい。</p>
15	<p>チーム員に対するブラッシュアップ研修は予定されているのか。</p>	<p>次年度以降、フォローアップ研修の実施を予定している。</p>